

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十三	第二期以後の利子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成十七年六月二十日	日本銀行額面金額百円につき百円	平成十五年六月二十日
十四	償還期限				
十五	償還金額				
十六	元利支				
十七	払込期日				